

へき地離島救急医療学会 会則

第1章 総 則

第1条

本会はへき地・離島救急医療学会(英名: Conference for emergency medicine in rural areas and isolated islands)と称す。

第2条

本会はへき地・離島における救急医療の充実と向上に貢献することを目的とする。

第3条

本会は前条の目的達成のため、次の事業を行なう。

1. 学術集会の開催
2. 調査、研究、教育、啓蒙活動
3. 調査、研究、教育、啓蒙に関する資料、書物、雑誌などの刊行
4. その他前条目的達成のために必要な事項

第4条

本会の事務所は、

長崎県長崎市坂本1-7-1 長崎大学病院地域医療支援センター内におく。

第2章 会 員

第5条

本会員は次のものとする。

1. 正会員 本会の目的に賛同し、本会の規約を守る者
2. 施設会員 本会の目的に賛同し、本会の規約を守る施設
3. 賛助会員 本会の目的、事業に賛同し、本会の規約を守り賛助する上記以外の個人、団体または法人の代表者
4. 名誉会員 本会对する労があり、幹事会で推薦され、世話人会で承認された者
5. 協力会員 公的な立場にあり、本会に協力していただける者
大会長の判断により依頼し、会費は徴収しない

第6条

会員は本会の事業に参加し、学会誌その他の配布を受けることができる。

第7条

本会に入会を希望する者は、所定の入会手続きを行うものとする。

第8条

会員は第7章に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員および協力会員は、会費の納入を必要としない。

第9条

会員はその旨を代表幹事に申し出ることにより退会することができる。また、3年以上会費の納入を怠ったものは退会したものとみなし、会員の資格を失う。

第3章 役員

第10条

本会に次の役員をおく。

代表幹事1名、幹事若干名、監事若干名、世話人若干名

第11条

世話人は、世話人により会員の中から推薦され、世話人会の承認により選出する。

第12条

幹事および監事は世話人会での推薦により定める。

第13条

代表幹事は幹事会で推薦により定める。

第14条

代表幹事は本会を代表し、会務を総括する。

第15条

学術集会の会長は世話人の中から幹事会で推薦され、世話人会の承認を経て、総会に報告される。

第16条

会長、次期会長は、幹事会に出席することができる。

第17条

本会は顧問をおくことができる。顧問は幹事会で推薦され、世話人会で承認される。

第4章 会議

第18条

本会の会議は総会、世話人会、幹事会とする。

第19条

総会は正会員をもって構成する。

第20条

総会は年1回開催し、会長が議長となって次の事項を討議する。

1. 会務の報告
2. 決算報告の承認
3. 予算案の承認
4. 会則の改正
5. その他の世話人会で必要と認めた事項

第21条

世話人会、幹事会は必要に応じて代表幹事が開催し、本会の目的達成に必要な事項を討議する。

第5章 学術集会

第22条

本会は、毎年1回、学術集会を開催する。

第23条

学術集会における一般演題の発表者は本会会員に限る。但し、共同発表者はこの限りではない。

2 学生（大学院生を除く）による発表は非会員でも可能とするが、共同発表者に会員を含むこと。また、参加費は無料とする。

第6章 委員会

第24条

本会の目的及び事業を達成するため、必要に応じて、委員会を設置することができる。

2 委員会の設置及び人選は、幹事会の議決を経て行う。

3 委員会の運営に関わる事項は、幹事会の議決により決定する。

第7章 会計

第25条

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第26条

本会の年会費は次のとおりとする。

正会員 5,000円

施設会員 10,000円

賛助会員 50,000円

第27条

本会は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第8章 会則の改正、解散等

第28条

会則の改正には、総会において会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第29条

本会は、総会において会員の3分の2以上の賛成により解散することができる。

第30条

本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決により、本会と類似の事業を目的とする団体に寄附をすることができる。

第9章 付 則

第31条

本会則は平成9年6月25日より施行する。

本会則は平成9年10月3日より施行する。

本会則は平成10年10月3日より施行する。

本会則は平成13年10月6日より施行する。

本会則は平成15年10月31日より施行する。

本会則は平成16年10月22日より施行する。

本会則は平成24年10月27日より施行する。

本会則は令和5年10月7日より施行する。